

監 査 報 告 書

2019年4月23日

学校法人 山陰理容美容学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

監 事

鈴木孝夫 

監 事

遠藤勝 

私たちは、学校法人山陰理容美容学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細書、借入金明細表及び基本金明細書を含む。）及び財産目録について監査を行い、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私立学校法第37条第3項及び学校法人山陰理容美容学園寄附行為第15条の規定に基づき理事会、評議員会その他重要な会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校において業務及び財産の状況を調査しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適正かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上